

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画を浜田市産業経済部農林振興課、金城支所産業建設課、旭支所産業建設課、弥栄支所産業建設課及び三隅支所産業建設課において縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市



地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所

浜田市役所	浜田市殿町 1 番地	産業経済部 農林振興課
金城支所	浜田市金城町下来原 1 7 1 番地	産業建設課
旭支所	浜田市旭町今市 6 3 7 番地	産業建設課
弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷 5 4 2 番地 1	産業建設課
三隅支所	浜田市三隅町三隅 1 4 3 4 番地	産業建設課